

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝国憲法第八條第一項ニ依リ「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年九月二十日

内閣総理大臣 稔 彦 王

国務大臣 公爵近衛 文麿

海軍大臣 米内 光政

運輸大臣 小日山直登

大藏大臣 津島 寿一

司法大臣 岩田 宙造

農林大臣 千石興太郎

国務大臣 緒方 竹虎

内務大臣 山崎 巖

商工大臣 中島知久平

厚生大臣 松村 謙三

文部大臣 前田 多門

国務大臣 小畑敏四郎

陸軍大臣 下村 定

外務大臣 吉田 茂

勅令第五百四十二号

政府ハ「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ連合國最高司令官ノ為ス要求ニ係ル事項ヲ実施スル為特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ所要ノ定ヲ為シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕昭和二十年勅令第五百四十二号（「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件）施行ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年九月二十日

内閣総理大臣	稔彦王
国務大臣公爵近衛	文麿
海軍大臣	米内光政
運輸大臣	小日山直登
大蔵大臣	津島寿一
司法大臣	岩田宙造
農林大臣	千石興太郎
国務大臣	緒方竹虎
内務大臣	山崎巖
商工大臣	中島知久平
厚生大臣	松村謙三
文部大臣	前田多門
国務大臣	小畑敏四郎
陸軍大臣	下村定
外務大臣	吉田茂

勅令第五百四十三号

昭和二十年勅令第五百四十二号ニ於テ命令トハ勅令、閣令又は省令トス

前項ノ閣令及省令ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮、五千円以下ノ罰金、科料及拘留トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕は、昭和二十年勅令第五百四十三号（同年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件の施行に関する件）の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年九月十七日

内閣総理大臣兼

外務大臣 吉田 茂

国務大臣 男爵幣原喜重郎

司法大臣 木村篤太郎

内務大臣 大村 清一

文部大臣 田中耕太郎

農林大臣 和田 博雄

国務大臣 齋藤 隆夫

逓信大臣 一松 定吉

商工大臣 星島 二郎

厚生大臣 河合 良成

国務大臣 植原悦二郎

運輸大臣 平塚常次郎

大蔵大臣 石橋 湛山

陸軍大臣 金森徳次郎

国務大臣 膳 桂之助

勅令第四百三十三号

昭和二十年勅令第五百四十三号の一部を次のやうに改正する。

第二項中「及拘留」を「、拘留及五千円以下の過料」に改める。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律をここに公布する。
御名 御璽

昭和二十七年四月十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第八十一号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律

- 1 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号。以下「勅令第五百四十二号」という。）は、廃止する。
- 2 勅令第五百四十二号に基く命令は、別に法律で廃止又は存続に関する措置がなされない場合においては、この法律施行の日から起算して百八十日間に限り、法律としての効力を有するものとする。
- 3 この法律は、勅令第五百四十二号に基く命令により法律若しくは命令を廃止し、又はこれらの一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。

附 則

- 1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。
- 2 この法律施行のための経過的規定その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣 吉田 茂

法 務 総 裁 木村篤太郎

外 務 大 臣 吉田 茂

大 蔵 大 臣 池田 勇人

文 部 大 臣 天野 貞祐

厚 生 大 臣 吉武 恵市

農 林 大 臣 広川 弘禪

通商産業大臣 高橋龍太郎

運 輸 大 臣 村上 義一

郵 政 大 臣 佐藤 栄作

電 気 通 信 大 臣 佐藤 栄作

労 働 大 臣 吉武 恵市

建 設 大 臣 野田 卯一

経済安定本部総裁 吉田 茂

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件施行に関する件を廃止する政令をここに公布する。
御名 御璽

昭和二十七年四月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第二百十号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件施行に関する件を廃止する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）の廃止に伴い、この政令を制定する。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件施行に関する件（昭和二十年勅令第五百四十三号）は、廃止する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 吉田 茂

法 務 総 裁 木村篤太郎

外 務 大 臣 吉田 茂

大 蔵 大 臣 池田 勇人

文 部 大 臣 天野 貞祐

厚 生 大 臣 吉武 恵市

農 林 大 臣 広川 弘禪

通商産業大臣 高橋龍太郎

運 輸 大 臣 村上 義一

郵 政 大 臣 佐藤 栄作

電 気 通 信 大 臣 佐藤 栄作

労 働 大 臣 吉武 恵市

建 設 大 臣 野田 卯一

経済安定本部総裁 吉田 茂